

# 鳥取県高等学校体育連盟 専門部費支給基準

鳥取県高等学校体育連盟

## 1. 鳥取県高等学校総合体育大会運営費

県総体は、高体連事務局から支給する県総体運営費（調査研究を除く）で大会を運営する。ただし、県総体スケート・少林寺拳法の部に関しては、運営費補助として高体連事務局から補助金を支給する。

- ①支給額は前年度の大会運営費を基に、毎年専門部が予算要求を行い、高体連事務局との協議により決定する。
- ②高体連専門部会計確認事項及び収支基準に準じて、適正に処理すること。
- ③大会精算により残金が生じた場合は、高体連事務局へ返金する。（戻出で処理）
- ④大会精算により不足額が生じた場合は、高体連事務局が追支給する。（収入で処理）ただし、陸上・駅伝については別途取り扱う。
- ⑤スケート連盟・少林寺拳法連盟への補助額は別途規定する。

## 2. 専門部年間運営費

専門部年間運営費として、基礎額（80,000円）・調整額（別表参照）の合計額を高体連事務局から各専門部へ支給する。

ただし、スキー専門部の基礎額は120,000円とする。

- ①調整額は、前年度県総体参加校数（男女合計）により算出する。

調整額算出表

参加校数	0～9	10～19	20～29	30～39	40～
調整額	0円	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

- ②専門部年間運営費の追支給は、原則行わない。
- ③専門部年間運営費は、高体連事務局への返金を必要としない。

〈参考資料〉平成22年度まで専門委員長旅費として上限80,000円、また専門部年間運営費として各専門部へ別途支給をしていた。しかし、専門部により大会参加校数・参加人数の違いが大きく、実態に即した支給ではなかったため、平成23年度より専門委員長旅費と専門部年間運営費を一本化し支給することとした。（H22.12.14評議員会にて承認）。

基礎額（80,000円）は、専門委員長旅費上限（80,000円）を基にしている。

平成22年12月14日承認 平成23年4月1日実施

平成29年2月17日一部改正 平成29年4月1日実施